

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1293号)

平成27年4月9日

横情審答申第1293号

平成27年4月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年9月30日市市情第586号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「行政文書「平成26年市市情393号起案：平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について」本文の記述『…開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ…』に関して、横浜市が「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」と考えるに至った根拠の記載された文書。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「行政文書「平成26年市市情393号起案：平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について」本文の記述『…開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ…』に関して、横浜市が「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」と考えるに至った根拠の記載された文書。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「行政文書「平成26年市市情393号起案：平成26年7月15日付開示請求の一部開示決定について」本文の記述『…開示することにより、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になることとなる結果、審議会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ…』に関して、横浜市が「議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く」と考えるに至った根拠の記載された文書。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年9月2日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市では、事案についての最終的な意思決定（決裁）は、行政文書によって行うものとしている。決裁に係る起案文書は、市の意思決定を具体化する原案を起案者が作成したものであり、起案者から順次上位職への回議を経て、決裁権者が最終的な意思決定を行う。

したがって、平成26年度市市情第393号の一部開示決定通知書（以下「市市情第393号決定通知書」という。）の「根拠規定を適用する理由」により当該決定を行うと判断するに至った根拠が記載された文書は、平成26年度市市情第393号の起案文書（以下「市市情第393号起案」という。）が該当する。

- (2) 市民局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）が平成26年7月15日付開示請求を受けて、これに係る決定をするに当たっては、起案文書の本文中に当該決定に係る「根拠規定を適用する理由」を記載して職員が起案した。その後、市民情報室及び市民局総務部総務課の職員の承認を経て、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）に基づき市民局長の決裁を受けて、決定案が確定し、決定の内容を書面で請求者に通知している。

本件請求に係る開示請求書の記載によると、市市情第393号起案の「根拠規定を適用する理由」に関して、横浜市がそのように考えるに至った根拠が記載された文書を求めるものであることから、本件請求に係る行政文書は、市市情第393号起案そのものであり、そのほかに「根拠規定を適用する」と考えるに至った根拠の記載された行政文書は作成しておらず、保有していない。

異議申立人（以下「申立人」という。）は市市情第393号起案を閲覧した上で「私の拝見した市市情第393号起案は・・・根拠が明らかでない」として本件請求を行っているため、本件請求において申立人は市市情第393号起案を求めているものと判断したことから、当該文書は本件請求に係る行政文書として特定しなかった。

以上のことから、市市情第393号起案以外には、本件請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示の決定を行った。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。
- (2) 申立人は、開示された市市情第393号起案には横浜市が議論の変遷や個々の意見・見解が公になると、市民が無用な疑いを抱くと考えるに至った根拠が記載されていないことを確認した。

また、実施機関の職員からも、具体的に何ページの何行目が申立人の求める「根

拠」に該当するののかについての説明は無かった。

- (3) 申立人は、「平成26年度市市情第393号以外の」という条件を掲げていない。したがって、市市情第393号起案こそ本件請求に係る行政文書であると考えれば、市市情第393号起案が開示されるべきである。

市市情第393号起案の記述の補足説明を求めた請求に対しての回答が、市市情第393号起案そのものが開示請求に係る行政文書である、という実施機関の主張は論理的に破綻している。

- (4) ゆえに、市市情第393号起案とは別に実施機関が意思決定のために用いた文書が存在し、そこに申立人の求める「横浜市が、議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱く、と考えるに至った根拠」が記載されていると考えるのが合理的である。

5 審査会の判断

- (1) 情報公開条例に基づく開示決定等に対する異議申立てに係る事務について

横浜市では、情報公開条例第22条第1項の規定に基づき、情報公開条例第19条及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関からの諮問に応じて調査審議するため、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置している。

諮問機関である審査会は、中立な第三者機関として、諮問された事案について調査審議を重ね、諮問した実施機関に対し、答申を行う。実施機関は、情報公開条例第19条第2項及び個人情報保護条例第53条第2項の規定に基づき、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重し、不服申立てに対する決定を行わなければならないとされている。

また、審査会の答申後に、審査会としての説明責任を果たす観点から、情報公開条例第27条に基づいて答申の内容を一般に公表している。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件請求に係る開示請求書の記載から、市市情第393号起案の起案本文にある、情報公開条例第7条第2項第6号を適用する理由の記述に関して、記述内容のように考えるに至った根拠の記載された文書であると解される。

市市情第393号起案は、諮問第1407号に係る審査会の審議資料の開示請求に対し、当該資料を情報公開条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示

と決定し、開示請求者に通知した起案文書であることが認められる。

(3) 本件請求に係る行政文書の特定について

ア 実施機関は、市市情第393号起案が本件請求に係る行政文書ではあるが、申立人が市市情第393号起案以外の文書を求めていることから、市市情第393号起案以外に本件請求に係る行政文書は存在しないとして非開示としたと説明している。

これに対し、申立人は、市市情第393号起案こそ本件請求に係る行政文書であると考えれば、市市情第393号起案を特定して開示すべきであると主張している。

イ 当審査会が、本件請求に係る開示請求書を確認したところ、本件請求は、市市情第393号起案の記載内容を見たことを前提に行われたことが認められた。そうすると、実施機関が本件請求を市市情第393号起案以外の文書を求めるものであると判断し、市市情第393号起案を特定しなかったことに不合理な点はない。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、市市情第393号起案において、審査会の審議資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し非開示とすると決定している。また、実施機関は、本件請求に係る行政文書は市市情第393号起案以外には存在しないと説明している。

申立人は、市市情第393号起案のほかに、横浜市が審査会の審議資料を公開し、議論の変遷や個々の意見・見解が公になると市民が無用な疑いを抱くと考えるに至った根拠が記載された文書が存在するはずであると主張している。

イ 審査会の審議資料に係る情報公開条例第7条第2項第6号該当性の考え方については、平成16年3月29日の当審査会答申第298号、平成20年12月11日の当審査会答申第567号等において示しているとおりである。すなわち、審査会の審議資料は、原則として、公にすると審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同号に該当すると解すべきというものである。

したがって、審査会の審議資料は情報公開条例第7条第2項第6号に該当し、非開示にすべきであることは実施機関にとって明らかである。そうすると、諮問第1407号に係る審査会の審議資料を開示請求された実施機関が、市市情第393号起案のみをもって情報公開条例第7条第2項第6号に該当し一部開示とするとの意思決定をすることが可能であると考えられるため、実施機関が、市市情第393号起案以外に本件請求に係る行政文書を作成し、又は取得する必然性も認められ

ない。

ウ 以上のことから、実施機関が市市情第393号起案以外の文書を作成していないという説明は是認できる。

なお、申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月30日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年10月6日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年10月16日 (第177回第三部会) 平成26年10月23日 (第257回第一部会) 平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・諮問の報告
平成26年11月27日 (第259回第一部会)	・審議
平成26年12月11日 (第260回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年1月22日 (第262回第一部会)	・審議
平成27年2月12日 (第263回第一部会)	・審議
平成27年2月26日 (第264回第一部会)	・審議